令和7年8月1日訓第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和 22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第23項に規定す る乳児等通園支援事業をいう。以下「事業」という。)に関し必要な事項を 定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 保育所 法第39条第1項に規定する保育所をいう。
 - (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認 定こども園をいう。
 - (3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。 以下「支援法」という。)第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う 事業所をいう。
 - (4) 企業主導型保育施設 支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育 て両立支援事業に取り組む施設をいう。

(対象児童)

第3条 事業を利用することができる者(以下「対象児童」という。)は、事業を利用する時点において、本市に住所を有する生後6月から満3歳までの 乳児又は幼児(保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は企業主導型保 育施設を利用している乳児又は幼児を除く。)とする。

(利用時間)

第4条 事業を利用することができる時間(以下「利用時間」という。)は、 30分を単位とし、対象児童1人当たり月10時間を上限とする。この場合 において、1回当たりの利用時間は、1時間を下限とする。

(実施施設)

第5条 事業を実施する施設(以下「実施施設」という。)は、次のとおりと する。

名称	位置
津市立香良洲浜っ子幼児園	津市香良洲町5722番地

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は、1時間当たり5人とする。

(実施日時)

第7条 事業を実施する日は、津市の休日を定める条例(平成18年津市条例 第14号)第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前9時から午後 3時までとする。ただし、市長が実施施設の管理上特に必要があると認める ときは、これを変更することができる。

(利用の申請等)

- 第8条 事業を利用しようとする対象児童の保護者(以下「申請者」という。) は、あらかじめ別に定める申請書を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、利用 の認定(以下「利用認定」という。)をするときは、別に定める認定証によ り申請者に通知するものとする。

(利用申請の変更等)

- 第9条 利用認定を受けた対象児童の保護者(以下「利用者」という。)は、 前条第1項の申請(以下「利用申請」という。)の内容に変更が生じたとき は、別に定める変更申請書を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、利用 認定の内容を変更するときは、別に定める認定証により利用者に通知するも のとする。

(利用申請の取下げ等)

- 第10条 利用者は、利用申請を取り下げるときは、別に定める申請書を市長 に提出するものとする。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用申請を取り消すもの とする。
 - (1) 利用者から前項の規定による提出を受けたとき。
 - (2) 利用申請に係る乳児又は幼児が第3条に規定する対象児童に該当しなくなったとき。
 - (3) 利用者が虚偽の申請その他不正な手段により利用認定を受けたとき。
 - (4) その他市長が事業を利用させることが適切でないと認めるとき。

(利用者負担金)

- 第11条 市長は、利用者から事業を実施するために必要な費用の一部として、 利用者負担金を徴収するものとする。
- 2 前項の規定により徴収する利用者負担金の額は、別表のとおりとする。 (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
 - この訓は、令和7年8月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

利用批准区八	利用者負担金
利用世帯区分	利用時間1時間当たり
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	6 0 円
市町村民税所得割合算額が77,101	90円
円未満の世帯	
津市要保護児童対策地域協議会登録児童	150円
のいる世帯等のうち、利用者負担金を軽	
減することが適当であると認められる世	
帯	
その他の世帯	300円

備考

- 1 この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律 第144号)の規定による被保護者のある世帯をいう。
- 2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の 規定による市町村民税が課されない世帯をいう。
- 3 この表において「市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯」とは、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税所得割合算額の合計が77,101円未満である世帯をいう。
- 4 この表において「津市要保護児童対策地域協議会登録児童のいる世帯等」とは、津市要保護児童対策地域協議会が法第25条の2第2項に規定する支援対象児童等として登録した要保護児童又は要支援児童の属する世帯その他市長が特に必要と認めた世帯をいう。
- 5 30分単位で利用する場合における利用者負担金は、利用時間1時間 当たりの金額に2分の1を乗じて得た額とする。